

令和8年9月1日現在(今後、変更となる可能性があります)

※1号認定、2号認定（3歳児クラス以上）の「第3子以降（注3）」の児童の副食費は、国の制度により免除となります

※令和8年9月分より ※10円未満の端数は切り捨てます

生活保護世帯等（注1）：生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの及び第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者

要保護世帯等（注2）：ひとり親世帯（医療母子父子認定・児童扶養手当の受給者）、障害者手帳（療育手帳等）を持つ世帯員の居る世帯

保育施設等(※)：保育園、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

(下線部の施設は「在園・在所証明書(太田市保育施設申込用)」の提出が必要です)

裏面もご覧ください

利用者負担額(保育料)の算定、副食費免除の判定

世帯（原則として父・母の合算）の市町村民税額をもとに算定します。

令和 8 年 4 月～8 月分	令和 7 年度市町村民税所得割額（令和 6 年中の収入で計算）	※市町村民税所得割額は、税額控除のうち住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除（ふるさと納税含む）、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を控除する前の税額を言います。
令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月分	令和 8 年度市町村民税所得割額（令和 7 年中の収入で計算）	

- ◆ 毎年 9 月より市町村民税の参照年度の切替に伴い、利用者負担額や副食費免除の判定が変わります。9 月上旬ごろに施設経由で通知します。毎年 4 月には、児童の歳児（4 月 1 日時点の年齢）やきょうだい順位の変更に伴い、利用者負担額や副食費免除の判定が変わります。4 月上旬ごろに施設経由で通知します。
- ◆ 原則として父母で合算した市町村民税額を根拠に算定しますが、父母の市町村民税が非課税でかつ下記の①～③いずれかの要件に当てはまることで、その世帯の家計を主に担っている方（家計主宰者）が父母ではなく祖父母等（児童の直系尊属）であるときは、その祖父母等の市町村民税を加えます。
 - ① 父母または入園児童を、祖父母等が市町村民税や健康保険等において扶養しているとき
 - ② ひとり親世帯で祖父母等と同居（住所同一及び生計同一を含む）としていて、父または母の合計所得金額が 55 万円以下（こども 2 人以上→75 万円以下）のとき
 - ③ 父母と祖父母等が同居（住所同一及び生計同一を含む）としていて、父母の合計所得金額を合算した額が 105 万円以下（こども 2 人以上→118 万円以下）のとき
 ※父または母の合計所得金額が赤字のときは、0 円として合算します。赤字額の差し引きはしません。

利用者負担額(保育料)、給食費の納付

【納付方法】

【納付場所】

利用者負担額 (保育料)	私立保育園	口座振替・納付書（現金納付）	太田市指定金融機関・市役所こども課窓口	※保育料を滞納した場合、督促状等の発行を行います。また延滞金も発生します。指定の期日までに完納が無い場合は財産処分（差し押さえ）をいたします。保育料その他の費用の支払いが確認できないと退園となることもあります。
	認定こども園・幼稚園 地域型保育事業所・市外公立保育所	施設の指定する方法	施設へ直接納付	
給食費	全ての施設	施設の指定する方法	施設へ直接納付	

- ◆ 私立保育園の太田市への口座振替の登録は、入園決定時に同封している案内資料をご確認ください。なお、振替登録に時間がかかることがあり、その間は現金納付が必要です。（施設へ直接納付の方は施設の案内に従って手続きしてください）
- ◆ 利用者負担額（保育料）以外の費用の支払い方法については、施設からの案内をご確認ください。



利用者負担額(保育料)、副食費免除の変更

詳しくは「太田市入園申し込み/利用の手引き」4-(4)世帯の状況などの変更をご確認ください →

- ◆ 決定通知送付後、利用者負担額（保育料）・副食費免除有無の変更を決定することがあります。再度通知を送付します。
- ◆ 婚姻・離婚・母子父子認定・世帯員の障害者手帳の交付等の世帯状況の変更により利用者負担額に係る変更がある場合、その理由が発生して以後速やかに変更申請書を提出してください。原則として申請を受付・事実の確認をした翌月 1 日より変更となります。
- ◆ 税務申告書の提出・更正・修正等により年度内に市町村民税が変更となる場合、申告書等の提出後速やかに変更申請書を提出してください。市町村民税の税額変更は年度内に限り遡って算定します。（こども課での確認が年度をまたいだときは遡っての保育料変更はできません）
- ◆ 調査等によって世帯・税額等の変更の事実をこども課が把握した場合、職権により利用者負担額を変更することがあります。



保育料・給食費における太田市独自の事業と手続きのご案内

	事業の内容	手続き	詳しいご案内	お問い合わせ先
保育料	保育料半額軽減事業	0～2歳児の認可保育施設に通園する児童の保育料を表の基準から半額に軽減します。	申請不要（半額軽減後の保育料の金額を記載した決定通知を送付します）	本資料をご確認ください
	第3子以降の子どもの保育料免除事業	親子の住所が市内にあり、保護者が婚姻していない子どもを3人以上養育していて、児童が国の制度（きょうだい順位カウント）による無償化の対象外の場合でも、保育料を市が免除します。	入園決定通知に同封している2次元コードより申請	太田市役所 こども課 入園児童係 (0276-47-1943)
	保育士等の子どもの保育料免除事業	親子の住所が市内にあり、保護者が市内認可保育施設に保育士等として勤務している場合に保育料を免除します。	右2次元コードの太田市ホームページよりオンライン申請（入園前月または勤務開始前月までに）	
給食費	給食費助成事業	3～5歳児で施設に支払った給食費をOTACOのCoinで助成します（上限あり）。	対象者には申請案内をSMS（携帯電話へのショートメッセージ）で送付または郵送します。案内に従い申請してください。	太田市役所 こども課 こども政策係 (0276-47-1942)

※事業の要件を「詳しいご案内」でよくご確認いただき、期限内に申請してください。

本資料のお問い合わせ

太田市役所 こども課 入園児童係(本庁舎3F) TEL:0276-47-1943

※給食費助成のお問い合わせ:こども政策係(0276-47-1942)

※企業主導型保育施設の利用者負担額は、通園中の施設へ直接お問い合わせください。